

仙台市公文書等の管理に関する条例について

仙台市公文書等の管理に関する条例 第1条

この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であることに鑑み、公文書管理の基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理並びに歴史的公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に対する責務が全うされるようにすることを目的とする。

市政の透明化を図り、市民に開かれた行政を一層推進するため、仙台市では平成3年10月に「仙台市情報公開条例」を施行し、公文書の開示を中心とした情報公開制度により、公正で透明な開かれた市政の実現に取り組んできました。

情報公開制度が適切に運用されるためには、その前提として、公開の対象となる公文書が適正に管理されている必要がありますが、従来の文書管理に関するルールは、市長等の市の各機関がそれぞれ内部規程として定めたものにとどまっていた。

そのような中で、歴史的公文書の選別を開始し、旧貝森小学校の校舎を利活用して公文書館を整備するのにあわせて、市民共有の知的資源である公文書を適正に管理し、現在及び将来の市民への説明責任を果たしていくことを市の責務として明記した「仙台市公文書等の管理に関する条例」を、令和5年3月に制定しました。

条例では、歴史的公文書等を永久に保存するための施設としての公文書館の設置、歴史的公文書等の利用を市民の権利として保障するための制度等について定めています。